

中小企業経営者の皆様！

「人権」を尊重して、「企業価値」を高めていきましょう！！

このようなこと、ありませんか？



賃金の不足・過剰な労働時間

納期を遵守するために、従業員に一生懸命働いてもらっていたら、残業代の請求をされてしまいました・・・



「人権」
尊重の
メリット

12 つくる責任
つかう責任

消費者の知る権利の侵害

1年中「閉店セール」と広告していたら、お客様からクレームが入ってしまいました・・・



人権デュー・ディリジェンス

大手取引先から人権遵守に関する調査票が大量に届いたけど、どのように対応すればいいのだろう・・・？



サービス残業、不当な広告表示のほか、
・従業員に対するハラスメント
・正社員・非正規社員との間での不合理な待遇格差
・下請業者に対する無理な要求
など、身近な場面で人権侵害が生じています！
取引先との継続的な取引のためにも、「人権」を尊重しましょう！



「企業価値」が高まります！

- 信用力がアップして取引相手として選ばれる
- 魅力ある就職先として採用力・人材定着率アップ
- 生産性の向上
- ブランド価値・株式等の価値の向上



「企業価値」を
高めるために

弁護士がサポートをします！

- 身近に潜む人権問題のリスクの洗い出し
- 発生した人権問題に対する適切な法的支援
- 取引先からの照会に対する適切な対応・内部体制構築への支援



中小企業による「人権」への取組みに関するご相談は、

東京弁護士会 中小企業法律支援センター

まで、電話 ☎ かウェブサイト 🌐 からお問い合わせください！
配点担当弁護士が適任の相談担当弁護士をご紹介します！

配点担当弁護士による電話案内無料！

相談担当弁護士による初回相談30分無料！※

電話 ☎ でのお問い合わせは、
TEL: 03-3581-8977 まで！
電話受付時間：平日 9:30~16:00

ウェブサイト 🌐 からのお問い合わせは、
二次元コードから！ →
<https://www.toben.or.jp/bengoshi/center/chusyo/> からもお問合せ
可能です。



※ 30分以降は30分毎に5,500円(税込)を頂戴いたします。